

総社市告示第81号

総社市ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等給付事業実施要綱（平成23年総社市告示第20号）の一部を次のように改正する。

令和4年6月24日

総社市長 片岡 聡 一

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 略 (<u>令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に修業を開始する者の特例</u>)</p> <p>2 令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間にカリキュラムの修業を開始する場合における、第3条第2号、第5条第2項、第6条第1項第1号ただし書及び第9条第1項の規定の適用については、第3条第2号中「1年」とあるのは「6月」と、第5条第2項中「支給の申請があった日」とあるのは「支給の申請があった日（令和3年4月から令和3年6月までの間にカリキュラムの修業を開始した者であって、令和3年7月9日までに支給の申請があったものについては、<u>修業を開始した日</u>）」と、第6条第1項第1号ただし書中「12月」とあるのは「12月（修業期間が12月未満であるときは、当該期間。次号において同じ。）」と、第9条第1項中「翌月10日」とあるのは「翌月10日（令和3年4月及び5月の出席状況等については、令和3年7月9日）」とする。 (<u>令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に修業を開始する者の特例</u>)</p> <p>3 <u>令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間にカリキュラムの修業を開始する場合における、第3条第2号、第5条第2項、第6条第1項第1号ただし書及び第9条第1項の規定の適用については、第3条第2</u></p>	<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 略 (<u>資格取得のためのカリキュラムの修業期間の特例</u>)</p> <p>2 令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間にカリキュラムの修業を開始する場合における、第3条第2号、第5条第2項、第6条第1項第1号ただし書及び第9条第1項の規定の適用については、第3条第2号中「1年」とあるのは「6月」と、第5条第2項中「支給の申請があった日」とあるのは「支給の申請があった日（令和3年4月から令和3年6月までの間にカリキュラムの修業を開始した者であって、令和3年7月9日までに支給の申請があったものについては、<u>修行を開始した日</u>）」と、第6条第1項第1号ただし書中「12月」とあるのは「12月（修業期間が12月未満であるときは、当該期間。次号において同じ。）」と、第9条第1項中「翌月10日」とあるのは「翌月10日（令和3年4月及び5月の出席状況等については、令和3年7月9日）」とする。</p>

改正後	改正前
<p>号中「1年」とあるのは「6月」と、第5条第2項中「支給の申請があった日」とあるのは「支給の申請があった日（令和4年4月から令和4年6月までの間にカリキュラムの修業を開始した者であって、令和4年7月8日までに支給の申請があったものについては、修業を開始した日）」と、第6条第1項第1号ただし書中「12月」とあるのは「12月（修業期間が12月未満であるときは、当該期間。次号において同じ。）」と、第9条第1項中「翌月10日」とあるのは「翌月10日（令和4年4月及び5月の出席状況等については、令和4年7月8日）」とする。</p>	

附 則

この告示は、公布の日から施行する。